

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
市場開拓 及び 催物等事業	中小企業団体が販路拡大のため物産の紹介、各種見本市等の催物を行ったとき。	事業費の100分の50以内 100万円限度
	中小企業者（団体）が新製品その他新居浜ものづくりブランド認定製品等の販路開拓のための事業を行ったとき。	
	中小企業者が共同受注を行うための組織を作り、商談会等の事業を行ったとき。	

新居浜市中小企業振興条例

第11条 市長は、中小企業団体が販路拡大のための物産の紹介及び各種見本市等の催物若しくは中小企業者等が新製品その他市長が別に定める優れた製品等の販路開拓のための事業を実施し、又は中小企業者が共同受注を行うための組織を作り、商談会等の事業を行ったときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、100万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（市場開拓及び催物等事業に要した経費）

第11条 条例第11条第1項に規定する販路開拓のための事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 市場調査
- (2) 市外展示会、見本市等への参加
- (3) 新製品等の展示会の開催
- (4) その他市長が必要と認める事業

2 条例第11条第2項に規定する市長が必要と認める額は、市場開拓及び催物等事業に要した経費のうち、旅費、設備費、広告宣伝費、印刷費、会場借上費及び調査委託費とする。

3 第9条及び前項に規定する旅費は、新居浜市職員の旅費に関する条例（昭和31年条例第21号）の例により算定した額とし、日当、宿泊料及び食卓料は、除くものとする。ただし、海外に渡航した場合の旅費は市長が別に定める額とする。

補助対象要件・詳細

- ・ 中小企業者（別表第1に定めるとおり）、中小企業団体（構成者の1/2が市内に事業所を有する）
- ・ 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人又は市内に事務所を置く団体
- ・ 市税が完納されていること（法人、代表者）
- ・ 市内において1年以上継続して事業を行っていること
- ・ （中小企業団体）物産の紹介及び各種見本市等の催物を行った
- ・ （中小企業者等）新製品の販路開拓のための事業を実施した、共同受注を行う組織を作った、商談会等を行った

※ 新製品とは、特許出願後3年以内の製品

申請の時期

- ・ （中小企業団体）物産の紹介及び各種見本市等の催物を行った後
- ・ （中小企業者等）新製品の販路開拓のための事業を実施した後、共同受注を行う組織を作った後、商談会等を行った後

提出書類

- ・ 中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・ 法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・ 定款又は規約（コピー）
- ・ 納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）、中小企業団体は団体と団体の代表者
- ・ 市場調査、市外展示会、見本市への参加費用明細書（請求書、領収書、支払いが確認できる書類のコピー）
- ・ 市場開拓及び催物等事業に要した旅費、設備費、広告宣伝費、印刷費、会場借上費、調査委託費の経費明細書（請求書、領収書のコピー）
- ・ 見本市、商談会のパンフレット等詳細がわかるもの
（名称、開催日時、会場、出展者数、来場者数、出展目的、報告事項、出張者、出展時の写真、会場小間図面）